

せいかつほごう かた せいかつほごしんせい かた
生活保護を受けておられる方・生活保護を申請される方へ

かくにん がいよう さくせい ねが
確認カードの概要と作成についてのお願い

なにわく へいせい わん がつ にち せいかつほご てきせいじっし ほんにん かくにん
浪速区では平成25年11月1日から生活保護の適正実施のためにご本人を確認するための

しゃしんつ かくにん さくせい せいかつほご ほごひ げんきん
写真付きの「確認カード」を作成しています。生活保護を受けていただくなかで、保護費(現金)

の受け渡しや医療機関に受診するための「医療券」など給付券(金券)をお渡しする事が多く

あり担当の職員が不在時などは生活保護を受けておられるご本人かどうか確認困難となる事

があります。事前に「確認カード」を作成しご本人に交付し区役所に来庁される時に提示して

いただければ保護費や医療券などが速やかにお渡しすることができます。なおこのカードに使

用する写真の画像データは速やかに消去いたしますが、迅速な事務処理(ご本人の確認)のた

め当保健福祉センターでも写真を保管させていただきます。

まだ確認カードをお持ちでない方は、担当ケースワーカーまでご連絡ください。

写真

確認カード

見本



*このカードは保護の受給及び
本人を証明するものではありません。
浪速区役所生活支援

電話 06-6647-9874

見本

■生活支援担当に来られる時は

このカードをご持参下さい。

■このカードを紛失した時生活支
援担当へ届けて下さい。

■当区での保護が終了した時はこ
のカードを必ず返して下さい。

発行年月日

—— かくにん さくせい かくたんとう そくじつはこう
確認カード作成は各担当ケースワーカーまで、即日発行いたします。 ——

ちゅうい
ご注意

* このカードは生活保護を受けている事を証明するものではありません。

* 生活支援担当へ来られる時はカードをご持参下さい。

* このカードは生活支援担当のみでご本人の確認用として使用するもので、ご本人を
証明するものではありません。

* このカードを紛失した時は生活支援担当へ届けて下さい。

* このカードは保護受給中に浪速区保健福祉センターより貸与するもので、当区での
保護が終了した時は必ず速やかにこのカードをお返し下さい。

なにわくほけんふくし せいかつえんたんとう
浪速区保健福祉センター生活支援担当